

質問及び回答

番号	質問内容	回答
1	<p>委託に係る留意点について</p> <p>「業務量が大きく減少する場合には、委託料の減額にかかる変更契約の・・・」とありますが、協議開始から変更契約までの期間はどの程度を想定されていますでしょうか。就労する従事者は、減額を含め確定した委託料より、有期の雇用期間で採用するため、翌年度の減額の有無を前年度に把握をしたく協議から変更契約までの想定をお伺いしています。</p>	<p>協議開始から変更契約までの期間につきましては、その時の状況にもよることから、現時点でお答えすることはできません。</p>